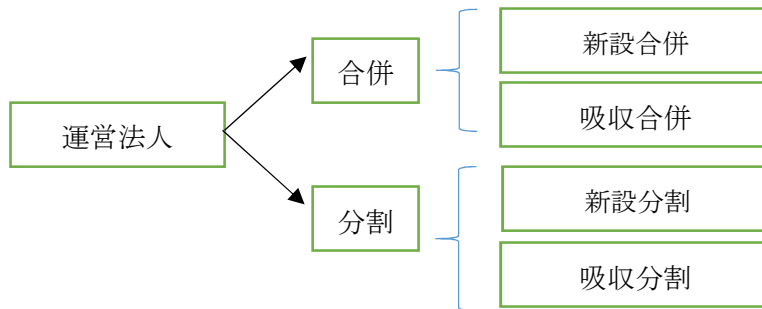


【経緯】

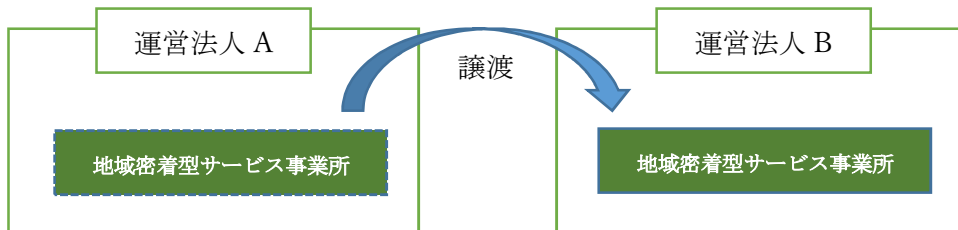
運営法人の統廃合の話が出てきており、合併や事業廃止による事業譲渡の相談が増えてきております。通常サービスにおいては、廃止届と新規指定を同時に行っておりますが、地域密着型サービスにおける対応について協議していただきたい。

○運営法人の変更するパターンとして、以下の2つが考えられる。

1. 運営法人が別法人に吸収合併等される場合



2. 運営法人が事業廃止等により、別法人に事業を譲渡する場合



(案)

1. 運営法人が別法人に吸収合併等される場合について (1の場合)

【事業を引き続き実施することを認める条件】

- ・利用中の利用者に対して継続してサービス提供すること。
- ・就労中の職員が継続してサービス提供すること。

【対応】

元の事業所が吸収又は分割される場合は、元の法人としてのノウハウ等は継承されるものと考えますので、原則新法人が運営する事業所として、新規に指定する。地域密着型サービス運営委員会への報告は、吸収合併後に報告することとする。

2. 運営法人が事業廃止等により、別法人に事業の譲渡される場合 (2の場合)

【事業を引き続き実施することを認める条件】

- ・利用中の利用者に対して継続してサービス提供すること。
- ・就労中の職員が継続してサービス提供すること。
- ・吸収合併と異なり、法人が公募による選定を受けていないため、該当年度の公募申請時の書類を提出してもらい、審査する。(基本的にヒアリングは実施しない)

【対応】

書類審査後問題なければ、運営委員会へ諮り、事業譲渡の可否について決定する。

原則、運営委員会への協議後に指定としますが、利用者の継承等の問題が発生した時には、報告が事後となることも可能とする。